令和８年度

償却資産（固定資産税）申告の手引

《　目　　次　》

Ⅰ　償却資産とは
　１　償却資産とは …… １
　２　償却資産の種類と具体例 …… １
　３　建築設備の家屋と償却資産の区分 …… ２
Ⅱ　償却資産の申告について
　１　申告対象者 …… ４
　２　申告する際の注意点 …… ４
　３　提出書類について …… ５
　４　申告されない方、又は虚偽の申告をされた方 …… ６
　５　資産の評価と課税について …… ６
　６　省令改正による耐用年数の変更について …… ７
Ⅲ　国税との主な違い …… ８
Ⅳ　実地調査について …… ８
Ⅴ　課税標準の特例該当資産 …… ８
Ⅵ　特例適用申告書 …… １０
Ⅶ　申告書の書き方 …… １１

提　出　期　限	**令和８年２月２日（月）** 提出期限間近には窓口が大変混雑しますので、お早めに提出いただきますよう、御協力をお願いします。
申告書提出先	田川市役所　税務課　固定資産税係 〒825-8501　田川市中央町１番１号 電話　0947-８５-７１１１（直通）
※注意点	申告書の所定の欄にマイナンバー（個人番号又は法人番号）の記載が必要です。

福岡県　田川市

田川市マスコットキャラクター「たがたん」

Ⅰ　償却資産とは

1　償却資産とは

個人や法人で事業を経営している方が、その事業のために用いている土地及び家屋以外の有形の固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

ただし、鉱業権、漁業権などのような無形固定資産、自動車税の課税対象となっている自動車など（公道を利用するものでナンバーを付与しているもの）は課税の対象とはなりません。なお、「事業のために用いている」には、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付けている場合も含みます。

2　償却資産の種類と具体例

	資産種類		課税の対象となるもの
1	構築物	構築物	門、フェンス、広告塔、路面舗装（駐車場舗装）、屋外排水溝、焼却炉、屋外配管、緑化施設、側溝など
		建物	プレハブ等の簡易な建物で、基礎がないもの
		建物附属設備	建築設備のうち償却資産として扱うもの（受変電設備、ネオンサイン、屋外給排水設備、テント、厨房設備等） テナント（入居者）が賃貸ビル等の家屋に取り付けた建築設備・内装など
2	機械及び装置		旋盤、スライス盤、ボール盤、溶接機等の製造加工機械、土木建設機械、クレーン、印刷機械、クリーニング設備、機械式駐車場設備など
3	船舶		漁船、客船、貨物船、工作船、水中翼船、モーターボートなど
4	航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車両及び運搬具		フォークリフト等の構内運搬車両、大型特殊自動車（分類番号が「0、00～09、000～099」「9、90～99、900～999」の車両）など
6	工具、器具及び備品		看板、応接セット、キャビネット、コピー機、冷暖房器具、冷蔵庫、パソコン、自動販売機など

３　建築設備の家屋と償却資産の区分

⑴　建築設備の範囲

建築設備とは、本来家屋と一体となって家屋の効用を全うするための設備をいい、税務会計上ではおおむね「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表１の「建物附属設備」に該当するものです。

⑵　建築設備の家屋と償却資産の区分

建築設備は、固定資産税の取扱上、次の区分により分離して課税されます。

Ａ　家屋とするもの

・家屋の所有者が取付けた建築設備で、通常家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの

Ｂ　償却資産とするもの

・構造的に簡単に取り外しができ、別の場所に自在に移動できるもの

・屋外に設置されている設備、独立した機械としての性格の強い設備

・自己所有家屋における附帯設備のうち、次のア～エに該当するものは、固定資産税における家屋に含まれないため、経理上の区分（建物や建物付属設備勘定に計上されるなど）に関わらず、償却資産の申告対象です。

ア　特定の生産又は業務の用に供されるもの

例：店舗のネオンサイン、工場等における機械の動力源である電気設備、冷凍倉庫における冷凍設備、ホテル・百貨店・病院等における厨房設備や洗濯設備など

イ　独立した機械としての性格が強いもの

例：受変電設備、予備電源設備、発電設備、中央監視制御装置、機械駐車設備など

ウ　取り外しが容易で、家屋と構造上一体となっていないもの

例：ルームエアコン（壁掛・据置型など）、簡易間仕切など

エ　屋外に設置されているもの

例：屋外に設置された電気の配線、ガス・水道の配管、外構（舗装路面、門、塀）など

※　家屋と償却資産の具体的な区分については、次頁「（３）建築設備の家屋と償却資産の区分例」を参照してください。

※　建物や建物付属設備勘定で経理されている資産で、償却資産の申告対象となるものについては、資産の種類を１（構築物）として申告してください。

※　賃借人（テナント等）が取り付けた内装（外壁部分も含まれる場合があります）、建築設備等の事業用資産は、賃借人（テナント）が償却資産として申告してください。

⑶　建築設備の家屋と償却資産の区分例

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装・造作等	床・壁・天上仕上、店舗造作等一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備等		◎		◎
	中央監視装置	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント・照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	ＬＡＮ設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	監視カメラ設備	受像機、カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用・床暖房用等）、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
	消火設備	消化器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エスカレーター、ダムウェーター	○			◎
	厨房設備	飲食店・ホテル等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	洗濯設備	洗濯機、寮・病院等の洗濯設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	その他	広告塔、看板、ゴミ処理施設、簡易間仕切、駐輪設備、カーテン等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎

Ⅱ　償却資産の申告について

１　申告対象者

法人または個人事業主として事業を行っており、１月１日現在で償却資産を所有している方が対象となります。

※　地方税法第３８３条の規定により、償却資産の所有者は、毎年１月１日現在の資産状況（種類、数量、取得価額など）について、その年の１月３１日までに当該資産のある所在地の市町村長に申告しなければならないとされております。

２　申告する際の注意点

⑴　次のような資産も、事業の用に供することができる状態であれば申告の対象になります。

ア　建設仮勘定で経理されている資産（稼働している資産）

イ　簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）

ウ　償却済資産（減価償却が終わり、残存価額のみ帳簿上に計上されている資産）

エ　遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）

⑵　次のような資産は課税の対象になりませんので、申告の必要はありません。

ア　自動車税が課される自動車、軽自動車税が課される原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車

イ　生物（ただし観賞用、興業用及びこれらに準ずる用に供するものは申告対象）

ウ　無形固定資産（特許権、商標権、営業権、ソフトウェア等）

エ　書画骨董

※　装飾的な目的として使用される美術品等は、申告対象となります。

オ　次の①～③までの少額資産

①　使用可能期間が１年未満であるもの又は取得価額が１０万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時に損金算入したもの

②　取得価額が２０万円未満の資産で、法人税法等の規定により３年間で一括償却したもの

③　法人税法第６４条の２第１項又は所得税法第６７条の２第１項に規定するリース（ファイナンスリース）資産で、取得価額が２０万円未満のもの

※　なお、租税特別措置法を適用して損金算入した３０万円未満の資産や、取得価額が１０万円未満の資産であっても個別に減価償却しているものは、償却資産としての申告が必要となりますので御注意ください。

３　提出書類について

⑴　はじめて申告をされる方

ア　対　　象　　者	・令和７年中に田川市内に新たに事業所を開設された方（リース資産等を設置された方も含みます） ・令和７年中に新たに償却資産を所有した方
イ　対象となる資産	・令和８年１月１日現在で、田川市内に所有している事業の用に供することができる全資産
ウ　提出する申告用紙	・償却資産申告書 ・種類別明細書（全資産用）
エ　そ　　の　　他	・資産の多少にかかわらず、必ず申告してください。

⑵　前年度までに申告をされた方

ア　対　　象　　者	・前年度（令和７年度）までに申告をされた方
イ　対象となる資産	・令和７年１月２日から令和８年１月１日までの増加資産及び減少資産
ウ　提出する申告用紙	・償却資産申告書 ・種類別明細書（増加資産用） ・種類別明細書（減少資産用） ※申告時期に、令和８年度償却資産申告書・種類別明細書（資産の増減なしと見込んだもの）を送付しますのでご参照ください。
エ　そ　　の　　他	・資産に増減がない場合でも、必ず申告してください。

⑶　電算処理（ｅＬＴＡＸ）により申告をされる方

※　ｅＬＴＡＸにより申告をされる方は、全資産の申告が必要です。

償却資産申告書	・全国統一様式（第２６号様式）を使用してください。 ・全ての記載項目を記入してください。
種類別明細書（増加資産・全資産用）	・次の項目は必ず記載してください。 資産の種類、資産の名称、数量、取得年月、取得価額、減価残存率、耐用年数、評価額 ・ご利用の電算システムの計算方法が、前年度の評価額を基礎に計算するものとなっているか確認をお願いします。
減少した資産について	・下記のどちらかを御提出ください。 ②　種類別明細書(減少資産用) ②減少した資産のリスト

⑷　該当する資産のない方

解散、廃業、移転等、あるいは事業用償却資産を所有していない方は、申告書右下の「１８　備考欄」に**「該当資産なし」**等、その旨明記して申告してください。

４　申告されない場合又は虚偽の申告をされた場合

⑴　正当な理由がなく申告されない場合

地方税法第３８６条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第３６８条の規定により不足税額、延滞金を徴収されることがあります。

⑵　虚偽の申告をされた場合

同法第３８５条の規定により罰金等を科せられることがあります。

５　資産の評価と課税について

⑴　申告された資産を１個又は１組毎に計算し、資産の評価額を算出します。

⑵　資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして評価額を算出します。

取得の時期	評価額
前年中に取得のもの (取得月にかかわらず、半年分の減価があったものとして算出します)	取得価額×（ １ － 減価率／２ ）
前年前に取得のもの	前年度評価額×（ １ － 減価率）

※　以後、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の５％よりも小さくなる場合は、取得価額の５％の額を評価額とします。

減　価　残　存　率　表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得 (1-r/2)	前年前取得 (1-r)		前年中取得 (1-r/2)	前年前取得 (1-r)		前年中取得 (1-r/2)	前年前取得 (1-r)		前年中取得 (1-r/2)	前年前取得 (1-r)
2	0.658	0.316	17	0.936	0.873	32	0.965	0.931	47	0.976	0.952
3	0.732	0.464	18	0.94	0.88	33	0.966	0.933	48	0.976	0.953
4	0.781	0.562	19	0.943	0.886	34	0.967	0.934	49	0.977	0.954
5	0.815	0.631	20	0.945	0.891	35	0.968	0.936	50	0.977	0.955
6	0.84	0.681	21	0.948	0.896	36	0.969	0.938	51	0.978	0.956
7	0.86	0.72	22	0.95	0.901	37	0.97	0.94	52	0.978	0.957
8	0.875	0.75	23	0.952	0.905	38	0.97	0.941	53	0.978	0.957
9	0.887	0.774	24	0.954	0.908	39	0.971	0.943	54	0.979	0.958
10	0.897	0.794	25	0.956	0.912	40	0.972	0.944	55	0.979	0.959
11	0.905	0.811	26	0.957	0.915	41	0.972	0.945	56	0.98	0.96
12	0.912	0.825	27	0.959	0.918	42	0.973	0.947	57	0.98	0.96
13	0.919	0.838	28	0.96	0.921	43	0.974	0.948	58	0.98	0.961
14	0.924	0.848	29	0.962	0.924	44	0.974	0.949	59	0.981	0.962
15	0.929	0.858	30	0.963	0.926	45	0.975	0.95	60	0.981	0.962
16	0.933	0.866	31	0.964	0.928	46	0.975	0.951			

＊ｒ：当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率

［例］取得価額 450,000 円、取得時期令和７年１０月、耐用年数５年のテレビの場合
（耐用年数５年の減価残存率：前年中取得０．８１５、前年前取得０．６３１）

令和８年度　＝４５０，０００円×０．８１５＝３６６，７５０円
令和９年度　＝３６６，７５０円×０．６３１＝２３１，４１９円
令和１０年度　＝２３１，４１９円×０．６３１＝１４６，０２５円
令和１１年度　＝１４６，０２５円×０．６３１＝　９２，１４１円
令和１２年度　＝　９２，１４１円×０．６３１＝　５８，１４０円
令和１３年度　＝　５８，１４０円×０．６３１＝　３６，６８６円
令和１４年度　＝　３６，６８６円×０．６３１＝　２３，１４８円
令和１５年度　＝　２３，１４８円×０．６３１＝　１４，６０６円＜２２，５００円

※　令和１５年度で算出額が取得価額の５％（２２，５００円）を下回りますので、令和１５年度以降２２，５００円で評価します。

⑶　課税標準額、税額等について

区　　分	説　　明
課　税　標　準	１月１日現在の価格で課税台帳に登録された価格です。
免　　税　　点	全資産の課税標準額合計額が１５０万円未満の場合は、免税点未満のため課税されません。
税　率　・　税　額	税率は**１．５％、税額＝課税標準額×税率**で算定します。
納　　期	年４回(５月、７月、１２月、２月)に分けて納めていただきます。
課 税 台 帳 閲 覧	４月１日から市役所で閲覧できます。

６　省令改正による耐用年数の変更について

平成２０年度の税制改正で「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が改正され、機械及び装置を中心に、資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われました。

過去に申告された資産について、上記省令改正による耐用年数が改正されたものがある場合は、**送付された「令和８年度償却資産種類別明細書」（資産の増減等異動なしと見込んだもの）の摘要欄に改正後の耐用年数及び「省令改正による変更」等記載**し、提出してください。

なお、改正後の減価残存率は平成 21 年度の評価額から適用されます。資産の取得時に遡って再計算するものではありませんので御注意ください。

Ⅲ　国税との主な違い

項　　目	固定資産税の取扱	国税の取扱
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法	一般の資産は定率法又は定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳の制度＊1	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
中小企業の少額資産	金額に関わらず適用しません	認められます
評価額の最低限度	取得価額の５％	備忘価格（１円）まで
改良費	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分・一部合算も可

＊1 圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、圧縮前の取得価額を記載してください。

Ⅳ　実地調査について

地方税法第３５３条及び地方税法第４０８条の規定に基づき、市の担当者が必要な帳簿書類や物件に係る実地調査を行う場合がありますので、その際には御協力をお願いいたします。

また、実地調査の結果により追加申告をお願いすることがあります。その場合の課税は、資産の取得年次に応じて遡及することになりますのでよろしくお願いします。

Ⅴ　課税標準の特例該当資産

一定の要件を満たす特定の償却資産については、地方税法上における課税標準の特例の規定により、税負担の軽減が認められる場合があります。課税標準の特例に該当すると思われる場合は、市までお問い合わせ下さい。

（課税標準の特例該当資産の例）

中小企業者等が新規取得した機械設備等、公害防止施設、企業主導型保育事業に供する資産、再生可能エネルギー発電設備、ほか

中小企業等経営強化法の「先端設備等」に係る課税標準の特例の適用について

中小事業者等が適用期間内に給与等支給額を１．５％以上とする賃上げ方針を従業員に表明し、当該賃上げ方針を位置付けて田川市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて、一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が軽減される特例措置の適用があります。

１　対象者

中小事業者等のうち先端設備導入計画の認定を受けた者

中小事業者等とは…

資本金もしくは出資金の額が１億円以下の法人、資本金または出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が１，０００人以下の法人、常時使用する従業員数が１，０００人以下の個人

２　対象設備

年平均の投資利益率が５％以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

【償却資産】（最低取得価格）

①　機械装置	（１６０万円以上）	②　工具工具	（３０万円以上）
③　器具備品	（３０万円以上）	④　建物附属設備	（６０万円以上）

３　適用期間

令和７年４月１日から令和９年３月３１日までの期間（２年間）

４ 特例率

賃上げの方針が１．５％以上の場合は、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が３年間、１／２に軽減されます。

賃上げの方針が３％以上の場合は、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が５年間、１／４に軽減されます。

５　提出書類

通常の申告書類①②に加え、③④の書類を提出してください。

①　償却資産申告書

②　種類別明細書（「増加資産・全資産用」）

③　先端設備等導入計画に係る認定申請書及び認定通知書の写し

④　償却資産にかかる課税標準の特例適用申告書

※　詳しくはお問い合わせ下さい。

Ⅵ　特例適用申告書

償却資産にかかる課税標準の特例適用申告書

令和　　年　　月　　日

田川市長　殿

所有者コード：

住所
（所在地）

氏名
（法人名）

下記のとおり、　地方税法第349条の3第　　項
地方税法附則第15条 第　　項　の適用を受ける償却資産について申告します。

番号	資産の種類	資産の名称	数量	取得年月	取得価額（円）	資産の所在地	備考（新設・増設等）
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							

※今回届け出る資産が特例に該当することが判断できる資料（各種申請書・届出書、許可書等の写しなど）を添付して提出してください。

Ⅶ　申告書の書き方

（１） 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記入例

前年中に減少したもの（ロ）
令和7年1月2日から令和8年1月1日
までに減少したもの
この欄の合計額は、種類別明細書（減少資産用）の取得価額の合計額と同額です。

前年中に取得したもの（ハ）
令和7年1月2日から令和8年1月1日
までに取得したもの
この欄の合計額は、種類別明細書（増加資産用）の取得価額の合計額と同額です。

受付印

令和　　年　　月　　日

田　川　市　長　　殿

令　和　　年　度

償 却 資 産 申 告 書（ 償

所有者

1 ふりがな 住　所（又は納税通知書送達先）：たがわしちゅうおうまちいちばんいちごう　田川市中央町1番1号　（電話 0947 － 44 － 2000 ）

2 ふりがな 氏　名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）：かぶしきかいしゃ たがわこうぎょう　株式会社 田川工業　代表取締役　田川 太郎　（屋号　　）

前年前に取得したもの（イ）
令和7年1月1日以前に取得したものを記載してください。

（イ）（ロ）（ハ）（ニ）の欄は電子計算機での処理データとしますので、数字は枠の中に正確に記載してください。

資産の種類	取得価額 前年前に取得したもの（イ）	前年中に減少したもの（ロ）	前年中に取得したもの（ハ）
1 構築物	1 050 000		
2 機械及び装置	27 550 300	1 050 000	7 800 000
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具	400 000		
6 工具、器具及び備品	3 510 000	900 000	300 000
7 合計	32 510 300	1 950 000	8 100 000

資産の種類	評価額（ホ）	※決定価格（ヘ）
1 構築物		
2 機械及び装置		
3 船舶		
4 航空機		
5 車両及び運搬具		
6 工具、器具及び備品		
7 合計		

記載の必要はありません。
ただし、電算処理による申告を行う場合は、記載してください。

個人番号又は法人番号を記載してください。

第二十六号様式（提出用）

却資産課税台帳）

		※所有者コード	
3 個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	8 短縮耐用年数の承認	(有)・無
		9 増加償却の届出	有・(無)
4 事業種目	精密測定機器製造業	10 非課税該当資産	有・(無)
（資本金等の額）	（ 20 百万円 ）	11 課税標準の特例	(有)・無
5 事業開始年月	昭和 51 年 4 月	12 特別償却又は圧縮記帳	(有)・無
6 この申告に応答する者の係及び氏名	経理課 川田 一郎（電話 0947-44-2000）	13 税務会計上の償却方法	(定率法)・定額法
7 税理士等の氏名	田川 花子（電話 0947-44-2001）	14 青色申告	(有)・無

該当する方を〇で囲んでください。

計（(イ)－(ロ)＋(ハ)）（ニ）						
	十億	百万	千	円	15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① 田川市中央町1番1号
		1	0 5 0	0 0 0		② 田川市新町11番61号
		3 4	3 0 0	3 0 0		③
					16 借用資産（(有)・無）	貸主の名称等 田川市本町1番9号 田川リース（株）
			4 0 0	0 0 0		
		2	9 1 0	0 0 0	17 事業所用家屋の所有区分	(自己所有)・借家
		3 8	6 6 0	3 0 0		

事業所等資産の所在地が1ヶ所だけで、その所在地が1の住所と同じ場合には、記載の必要はありません。
また、2以上の事業所在地がある場合は、それぞれの所在地を記載してください。

借用資産の有無について該当する方を〇で囲んでください。
なお、借用資産がある場合は、同封の「リース資産明細書」を添付してください。

※ 課税標準額（ト）				
	十億	百万	千	円

18 備考（添付書類等）

令和4年4月1日社名変更

（旧 有限会社 筑豊工業）

① 住所、氏名等に異動があった場合は、異動事由（商号変更）、異動年月日。
② 解散・廃業・休業等の場合はその年月日。
③ 前年中に資産の増減がなかった場合は、「増減なし」等。
④ 該当資産のない場合は「該当資産なし」等。

記載の必要はありません。
ただし、電算処理による申告を行う場合は、記載してください。

計(ニ)
確実に記載してください。
前年中に資産の増減がない場合
((ロ)(ハ)の欄に該当がない場合)は、
(イ)の欄の価額を記載してください。

（２）種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

資産の名称等
資産の名称及び規格等を記載してください。

資産の種類は下記のとおり記載して下さい。
構築物 ･･･1　機械及び装置 ･･･2
船舶 ･･･3　航空機 ･･･4
車両及び運搬具 ･･･5　工具、器具及び備品 ･･･6

申告の方法を○で囲んでください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）

令和　　年度

※	所有者コード

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額（イ） 十億 百万 千 円	耐用年数
01	2		特別高圧変圧器	1	5	04	03	1,000,000	15
02	2	記	精密検査機	1	5	04	05	800,000	9
03	2	載	太陽光発電設備	1	5	04	03	6,000,000	17
04	6	の	パソコン	4	5	04	08	300,000	4
05		必							
06		要							
07		は							
08		あ							
09		り							
10		ま							
11		せ							
12		ん							
13		）							
14									
15									
16									
17									
18									
			小計					8,100,000	

取得した年月を記載して下さい。
「昭和･･･3，平成･･･4，令和･･･5」としてください。

課税標準の特例適用資産については、別紙「特例適用申告書」（16頁）を提出してください。

資産に適用する耐用年数を記載してください。

注意 「増加事由」の欄は、1. 新品取得、2. 中古品取得、3. 移動による受入れ、4. その他のい

該当番号を〇で囲んで下さい。
下欄の増加事由を参照してください。

第二十六号様式別表一（提出用）

所有者名	1枚のうち
株式会社 田川工業	1枚目

減価残存率（ロ）	価額（ハ） 十億 百万 千 円	※課税標準の特例 率	コード	※課税標準額 十億 百万 千 円	増加事由	摘要
0.					1・2 ③4	飯塚市より移動
0.					1・②3・4	
0.					①2 3・4	
0.					①2 3・4	
0.					1・2 3・4	
0.					1・2 3・4	
0.					1・2 3・4	
0.					1・2 3・4	
0.					1・2 3・4	
0.					1・2 3・4	
0.					1・2 3・4	
0.					1・2 3・4	
0.					1・2 3・4	
0.					1・2 3・4	
0.					1・2 3・4	
0.					1・2 3・4	
0.					1・2 3・4	

（記載の必要はありません。ただし、電算処理の場合は記載してください。）

課税標準の特例等がある場合は、内容を記入してください。
また、省令改正による耐用年数の変更がある場合は、その旨記入してください。

ずれかに〇印を付けてください。

（３）種類別明細書（減少資産用）の記入例

資産の耐用年数を記載してください。

資産の種類は下記のとおり記載してください。
構築物 ･･･1　機械及び装置 ･･･2
船舶 ･･･3　航空機 ･･･4
車両及び運搬具 ･･･5　工具、器具及び備品 ･･･6

同封の種類別明細書の取得した年月を記載してください。

令和　　年度

種類別明細書（減少資産用）

※	所有者コード

行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額 十億	百万	千	円 (イ)	耐用年数
01	2		旋盤	1	3	52	02			600	000	11
02	2		フライスバン	1	3	63	06			450	000	11
03	6		応接セット	1	4	11	04			900	000	05
04		記										
05		載										
06		の										
07		必										
08		要										
09		は										
10		あ										
11		り										
12		ま										
13		せ										
14		ん										
15		）										
16												
17												
18												
			小計						1	950	000	

減少した資産の取得価額を記載してください。
なお、資産の一部が減少した場合は、減少した部分に対応する取得価額を記載してください。

記載する必要はありません。

減少した事由及びその区分について
該当する箇所を〇で囲んでください。

第二十六号様式別表二（提出用）

所有者名	1枚のうち
（株）田　川　工業	1枚目

申告年度	減少の事由及び区分 1 売却　2 滅失 3 移動　4 その他	1 全部 2 一部	摘要
	1・②・3・4	①・2	
	1・2・③・4	①・2	直方市（工場）へ移動
	1・②・3・4	1・②	当初取得価額100万円のうち、90万円減少
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	

該当資産が減少したことについて
必要な事項を記載してください。